

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第53号

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断         |
| 乳幼児に対する健康診査                              | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合

は、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（愛知県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。